

令和5年度第2回財政援助団体等監査の結果に関する措置等について

(令和6年4月24日現在)

1 監査の期間 令和5年11月30日から令和6年2月28日まで

2 監査対象年度 原則として令和4年度に執行された事業又は業務

3 指摘に対する措置

指摘の概要	担当局部課	措置内容又は措置方針等	措置分類
<p>【公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】</p> <p>(1) 鹿児島市すこやかランド石坂の里条例施行規則第2条によると、指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用については、同規則第5条第1項及び第3項中「市長」とあるのは、「指定管理者」とするとされていることから、施設を使用しようとするときは、鹿児島市すこやかランド石坂の里使用許可申請書を指定管理者に提出し、その許可を受けなければならないが、指定管理者は、許可をしたときは、当該許可をしたものに対し、鹿児島市すこやかランド石坂の里使用許可書を交付するとなっているが、使用許可申請書の宛名及び使用許可書の許可者が指定管理者となっていなかった。また、使用許可申請書及び使用許可書について、規則に定める様式と異なる様式を使用していた。</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿支援課</p>	<p>許可申請書の宛名及び許可書の許可者が指定管理者となっていなかったこと及び規則に定める様式と異なる様式を使用していたことについては、鹿児島市すこやかランド石坂の里条例施行規則に対する指定管理者側の認識不足が主な原因である。</p> <p>このため、令和6年2月1日に、指定管理者である公益社団法人鹿児島市シルバー人材センターに対し、早急に宛名、許可者変更及び規則に定める様式を使用するよう指導した。</p> <p>（通知受理日：令和6年4月9日）</p>	<p>措置済</p>
<p>【公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】</p> <p>(2) 鹿児島市会計規則第32条第4項によると、収入事務受託者は歳入を収納したときは、市から交付された現金領収帳により、あらかじめ会計管理者及び主管課長に届け出た印を押した現金領収証書を納入者に交付しなければならないとされている</p>	<p>建設局 道路部 道路管理課</p>	<p>納入者に現金領収証書を交付していなかったことについては、指定管理者の収納事務に対する認識が不足していたことや道路管理課においては、必要な検査確認等が不十分であったことが主な原因である。</p> <p>このため、市から交付された現金領収帳を使用するよう改めた。</p> <p>また、今後は会計規則及</p>	<p>措置済</p>

<p>が、市営東千石自転車等駐車場、市営山之口自転車等駐車場、市営中町自転車等駐車場において、納入者に対し、市販の領収書を交付したものが45件あった。</p>		<p>び年度協定書に沿った事務処理を行うよう、指定管理者に対し令和6年1月5日に課長から指導を行った。 (通知受理日:令和6年4月12日)</p>	
<p>【公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】</p> <p>(3) 鹿児島市会計規則第32条第6項によると、収入事務受託者は収納した現金の払込みをしたときは、即日、受託収納内訳書及び関係書類を主管課長に送付しなければならないとなっているが、市営山之口自転車等駐車場及び市営中町自転車等駐車場において、一時利用で入場し長期間駐車した分の駐車料金について確認できる現金領収証書等を送付していなかった。</p> <p>【公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項）】</p> <p>(4) 鹿児島市会計規則第32条第6項によると、収入事務受託者は収納した現金の払込みをしたときは、即日、受託収納内訳書及び関係書類を主管課長に送付しなければならないが、主管課長は、収納金について、関係書類により検査確認しなければならないとなっているが、市営山之口自転車等駐車場及び市営中町自転車等駐車場において、一時利用で入場し長期間駐車した分の駐車料金について確認できる現金領収証書等を求めず、検査確認を怠っていた。</p>	<p>建設局 道路部 道路管理課</p>	<p>当該駐車料金の収納後の事務処理について、指定管理者及び道路管理課ともに会計規則に対する認識が不足していたものである。 このため、現金領収帳の使用状況等について定期的に確認を行うとともに、指定管理者に対し、市から交付された現金領収帳を使用し、受託収納内訳書に納入済通知書を添えて送付するよう、また、今後は会計規則及び年度協定書に沿った事務処理を行うよう、令和6年1月5日に課長から指導を行った。 (通知受理日:令和6年4月12日)</p>	<p>措置済</p>
<p>【公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】</p> <p>(5) 鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則第2条によると、指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用については、同規則第3条中「市</p>	<p>建設局 道路部 道路管理課</p>	<p>定期利用申請書の宛名が指定管理者となっていなかったことについては、鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則に対する認識不足が主な原因である。また、定期利用申請書は、同規則に定める様式を使用することとなっている</p>	<p>措置済</p>

<p>長」とあるのは、「指定管理者」とするとされていることから、有料市営自転車等駐車場の定期利用の許可を受けようとする者は、定期利用申請書を指定管理者に提出しなければならないとなっているが、使用許可申請書の宛名が指定管理者となっていなかった。また、使用許可申請書について、規則に定める様式と異なる様式を使用していた。</p>		<p>が、利用者の利便性に鑑み対応を取っていたところである。</p> <p>このため、定期利用申請書の宛名を指定管理者に変更し、同規則に定める様式を使用するよう改めた。</p> <p>また、今後は同規則に沿った事務処理を行うよう、指定管理者に対し令和6年1月5日に課長から指導を行った。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月12日)</p>	
<p>【公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター（公の施設の指定管理者）（団体指摘事項）】</p> <p>(6) 鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例第11条第1項に、「有料市営自転車等駐車場を定期利用しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない」とあり、また、同条例施行規則第3条第1項によると、有料市営自転車等駐車場の定期利用の許可を受けようとする者は、定期利用申請書を市長に提出しなければならないとなっているが、市営山之口自転車等駐車場において、当初申請時は申請者が利用申請書を記載していたものの、2回目以降の利用申請時は指定管理者がパソコンで利用申請書を作成し、申請者による申請者欄等への記載がなされていなかった。</p>	<p>建設局 道路部 道路管理課</p>	<p>山之口自転車等駐車場においては、定期利用者の利便性を鑑み施設内のパソコンで定期利用申請書を作成していたものである。</p> <p>このため、鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則に定める様式を使用するとともに、定期利用者には申請者欄への記載を確実にを行うよう改めた。</p> <p>また、今後は同規則に沿った事務処理を行うよう、指定管理者に対し令和6年1月5日に課長から指導を行った。</p> <p>(通知受理日:令和6年4月12日)</p>	<p>措置済</p>
<p>【公益社団法人鹿児島市シルバー人材センター（公の施設の指定管理者）（所管課指摘事項）】</p> <p>(7) 鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例第15条に「市長は、規則で定める特別の理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる」とあり、また、鹿児島市決裁規程第18条第1項第6号によると、定まった標準による使用料及び手数料の減免に関することは、課長の専決事項とな</p>	<p>建設局 道路部 道路管理課</p>	<p>一時利用における駐車料金の減免については、鹿児島市自転車等の駐車対策に関する条例施行規則第8条第1項第1号から第5号に定めるとおり身分を証する書面等を提示して駐輪場の係員が確認後については、全額減免となるが、定期利用申請者が自転車等駐車料金減免申請書を提出した場合も係員が確認を行えば、全額減免になると誤った認識をしていた。</p>	<p>措置済</p>

<p>っているが、市営東千石自転車等駐車場、市営山之口自転車等駐車場、市営中町自転車等駐車場における定期利用の駐車料金について、課長の決裁がないまま減免を行っていた。</p>		<p>今回の指摘を踏まえ、鹿兒島市決裁規程第18条第1項第6号のとおり課長の決裁を執ることとした。 (通知受理日:令和6年4月12日)</p>	
---	--	---	--

4 意見に対する見解

意見	担当局部課	見 解
<p>【軽費老人ホーム事務費補助金（所管課意見）】</p> <p>(1) 軽費老人ホーム事務費補助金については、平成25年度の包括外部監査において、実績報告時に提出される収支決算書が「見込み」決算となっているため、確定決算値が補助金に反映される何らかの仕組みが必要であるとの意見が出され、長寿あんしん課は確定した決算書を提出させていたものの、確定決算と見込決算の比較などの精査は行っていなかった。</p> <p>また、拠点区分（サービス区分）間繰入金支出について、要綱の改正を行い対象となる経費を明示していたものの、補助金額に影響は無いが、補助対象経費とすべきでないと思われるものも見受けられたことから、補助対象経費であるか判断するため、明細等の提出を求めるなど適切な対応に努められたい。</p> <p>さらに、補助金額の決定に影響のある利用者の収入認定の方法について、マニュアルの周知徹底など、あらためて補助金交付団体に対する確かな助言・指導にあたりるとともに、適正な補助事業の執行に努められたい。</p>	<p>健康福祉局 すこやか長寿部 長寿あんしん課</p>	<p>補助金交付団体の確定した決算書が揃う7月頃を目途に、見込決算と確定決算の比較等の精査を行うこととする。</p> <p>また、拠点区分（サービス区分）間繰入金支出については、申請時に対象経費の詳細について内容確認を行うとともに、実績報告時にも添付される資金収支計算書により内容確認を行い、必要と認める場合は明細書の提出を求めることとする。あわせて、対象となる経費について、再周知を行う。</p> <p>利用者の収入認定の方法については、これまでも問い合わせ対応を行ってきたところであり、また、令和6年2月2日付でマニュアルの再周知を行ったところである。今後は年度当初の交付申請の際にマニュアルの周知を行うとともに3年周期で、個別に収入認定の確認を行うこととする。 (通知受理日:令和6年4月9日)</p>